



30 経営第 915 号

平成 30 年 7 月 11 日

愛知県農林水産部長 殿

農林水産省経営局保険監理官

「平成30年7月豪雨」に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の
徹底及び農業共済の対応について

今般、北海道、西日本をはじめとした広範な地域において、台風第7号及び6月28日から続く前線等による長期間の大雨により、ほ場の冠水・浸水及び土砂崩れ等による農作物及び農地等への甚大な被害が発生しているところです。

また、今後も台風の接近や上陸に伴う強風及び大雨による被害の更なる発生も懸念されます。

既に「夏台風の発生・接近及び大雨等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」（平成30年6月8日付け30生産第571号、30政統第506号農林水産省生産局農業環境対策課長、政策統括官付穀物課長及び地域作物課長通知）が通知されていましたが、こうした状況を踏まえ、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、今般、別添1のとおり「平成30年7月豪雨」に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」（平成30年7月11日付け30消安第2129号、30生産第768号及び30政統第715号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長、動物衛生課長、生産局農業環境対策課長、政策統括官付穀物課長及び地域作物課長通知）が発出されましたので、貴職におかれましては、組合員が適切な損害防止を行えるよう貴管内の農業共済組合に対して、組合員へ周知するよう指導をお願いします。

また、被害が発生した際は、速やかに被害状況の把握に努めるとともに、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立について、貴管内の農業共済組合の取組が徹底して行われるよう指導をお願いします。

